

全日本マーチングコンテスト徳島県大会実施規定

第1章 総則

第1条 この大会は「全日本マーチングコンテスト徳島県大会」という。

第2条 この大会は徳島県内の吹奏楽団体が参加して、毎年実施する。

第3条 実施会場・日時などの必要事項は、理事会で定める。

第2章 実施区分及び参加資格

第4条 実施区分は「中学校の部」「高校以上の部」の2部制とする。

第5条 参加資格は、徳島県吹奏楽連盟に登録された団体で、次の通りとする。

- (1) 中学校部門
構成メンバーは同一中学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童の参加は認める。)
 - (2) 高等学校部門
構成メンバーは同一高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内中学校生徒・学園内小学校児童の参加は認める)
 - (3) 大学の部
構成メンバーは、同一大学に在籍している学生とする。
 - (4) 職場の部
同一経営の会社・工場・事務所・官公庁など、経営者または組合などの認可を得て設立されている団体であって、構成メンバーは、その勤務先に勤務しているものとする。
 - (5) 一般の部
団体構成メンバーは自由とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。
- 2 出演者が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

第3章 県代表

第6条 連盟は県代表団体を決定し、全日本マーチングコンテスト四国支部大会開催日の2週間以前に四国吹奏楽連盟へ推薦・報告する。

第7条 全日本マーチングコンテスト四国支部大会に徳島県から推薦する団体数は4団体以内を基準とする。

第8条 コンテスト県大会に参加する費用は、参加団体の負担とする。

第9条 出演順は第三事業部会において決定する。

第4章 演奏・演技

第10条 参加人員は、DMを含んで81名以内とする。但し、指揮者はこの人数に含まない。

第11条 編成は木管楽器・金管楽器・打楽器(擬音楽器を含む)とする。電子楽器、ピアノ、チェレスタ、ハープの使用は認めない。

第12条 出演時間は6分以内とする。出演時間とは演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。出演時間が超過した場合は審査の対象としない。

第13条 演奏曲は自由とする。

第14条 参加団体は別に定めた規定課題を演技しなければならない。規定課題はその年度ごとに全日本吹奏楽連盟の理事会で決定したものとする。

第5章 審査・表彰

第15条 審査員は理事会で選出し理事長が委嘱する。

- 2 審査員は3名とする。
- 3 審査方法は別に定める審査内規による。

第16条 表彰は金賞、銀賞、銅賞の何れかを贈る。

第6章 その他

第17条 この大会の実施にあたって理事会が必要と認めた場合は、共催および後援、協賛団体をもつことができる。

- 2 共催及び後援、協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。

第18条 この規定は理事会の議決により改定することができる。

平成15年 4月20日全面改定
平成19年 4月22日一部改定
平成21年 5月23日第7条改定
平成25年 4月20日第10条改定、第19条削除